

# 第1章 総説

## 1 目的

この基準は、桑名市水道事業給水条例及び同施行規程等に基づき、給水装置工事に関わる技術上の基準及び手続き等について必要な事項を定めることで、給水装置工事の適正な運営を図ることを目的とする。

### 1.1 関係法令等

この基準に掲げる関係法令等は、以下のとおりとする。

・法

水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

・施行令

水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

・施行規則

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

・条例

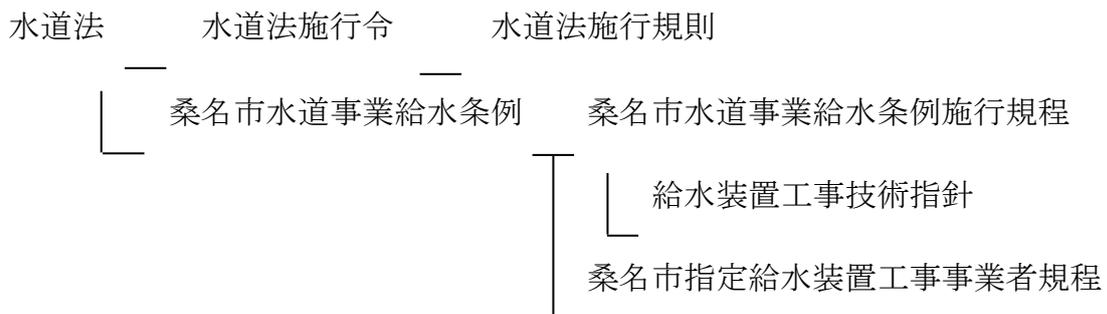
桑名市水道事業給水条例（平成16年桑名市条例第197号）をいう。

・施行規程

桑名市水道事業給水条例施行規程（平成16年桑名市公営企業管理規程第30号）をいう。

・指定工事業者規程

桑名市指定給水装置工事業者規程（平成16年桑名市公営企業管理規程第32号）をいう。



(関係法令)

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律—同施行令—同施行規則
- ・建築基準法—同施行令—同施行規則

図 1-1 法体系図

## 2 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項、条例第3条第1号)

### 2.1 給水管

給水管とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

### 2.2 直結する給水用具

直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。

### 2.3 給水装置の構造及び材質

給水装置として使用する材料については、施行令第5条において、「給水装置の構造及び材質の基準」が定められており、これに適合したものでなければならない。

### 2.4 受水槽以下の設備

受水槽以下の設備は、配水管内に流れる水と吐水口空間により縁が切れた構造となることから、飲料水を供給するための配管設備であっても、給水装置には当たらない。

## 3 給水装置の種類

給水装置は専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓の3種とする。(条例第4条)

### 3.1 給水装置の種類

- ・専用給水装置  
1戸又は1箇所専用するもの。
- ・共用給水装置  
2戸以上又は2箇所以上で共用するもの。
- ・私設消火栓  
消防用に使用するもの。

### 3.2 給水装置を臨時で使用する場合の取扱い

給水装置を工事用等の仮設給水として臨時で使用するために設置する場合(以下、「臨時給水」という。)には、臨時給水の終了後、速やかに撤去工事申請を行い、配水管の分岐部から公私境界の間までの給水装置を撤去しなければならない。なお、臨時給水に

おける水道メーター口径は、原則として、40mm までとする。また、臨時給水については、加入者負担金は発生しない。

#### 4 給水方式の種類

給水方式は、直結式、受水槽式、直結・受水槽併用式とし、給水高、所要水量、使用用途及び維持管理を考慮して決定する。

##### 4.1 直結式

配水管の水圧で給水する方式（直結直圧式）であり、配水管の能力が使用水量に対して十分である場合に実施できる。

なお、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する直結増圧式については、本市では実施を認めていない。

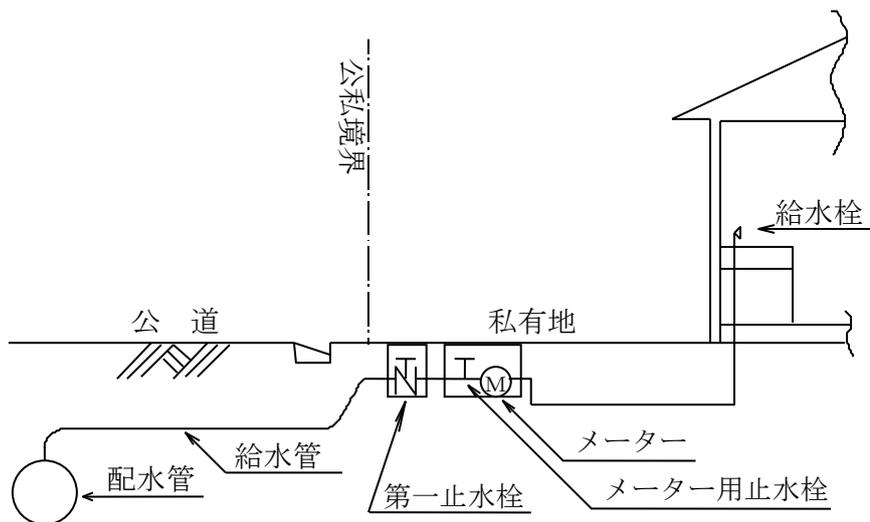


図 1-2 直結式の例（水道メーター口径が 13～25mm の場合）

##### 4.2 受水槽式

配水管から水を一旦受水槽で受け給水する方式であり、受水槽以降の給水形態によって高置水槽式、圧力水槽式、ポンプ直送式に区分される。配水管の水圧が変動しても受水槽以降では給水圧、給水量を一定に保持することができること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも水が確保できることなどの長所がある。一方で、定期的な点検や清掃などの適正な管理が必要である。

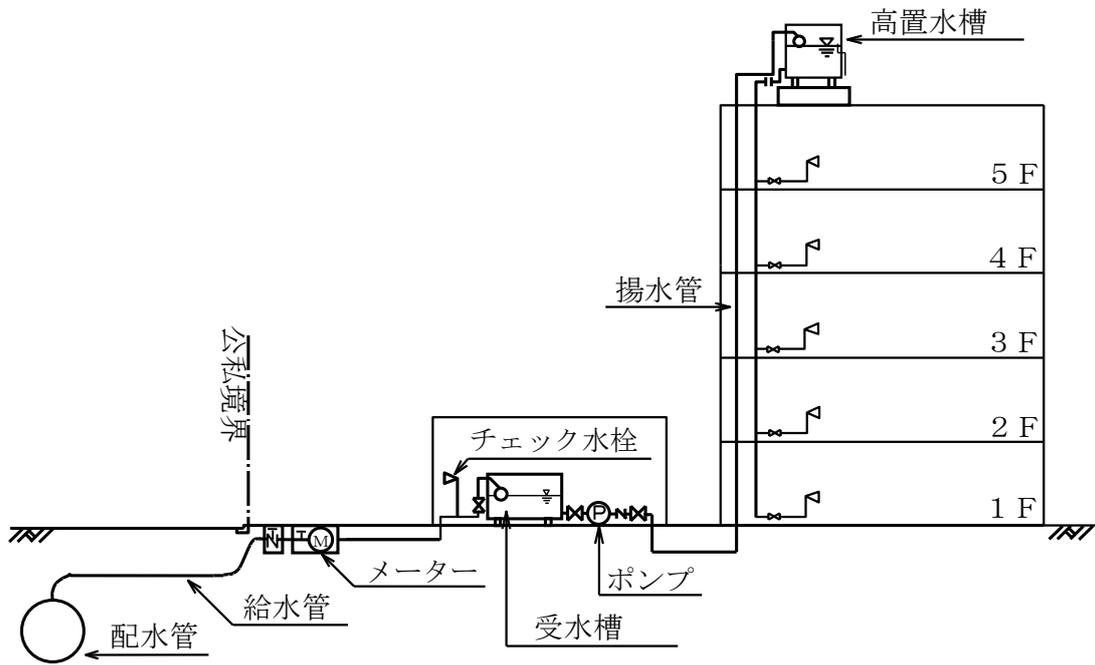


図 1-3 高置水槽式の例（水道メーター口径が 13～25mm の場合）

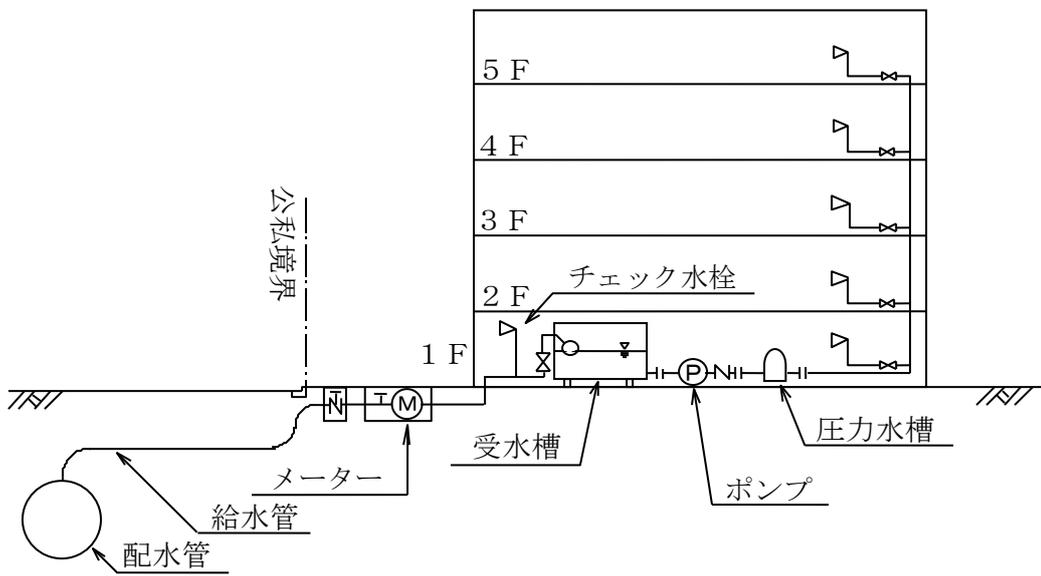


図 1-4 圧力水槽式の例（水道メーター口径が 13～25mm の場合）

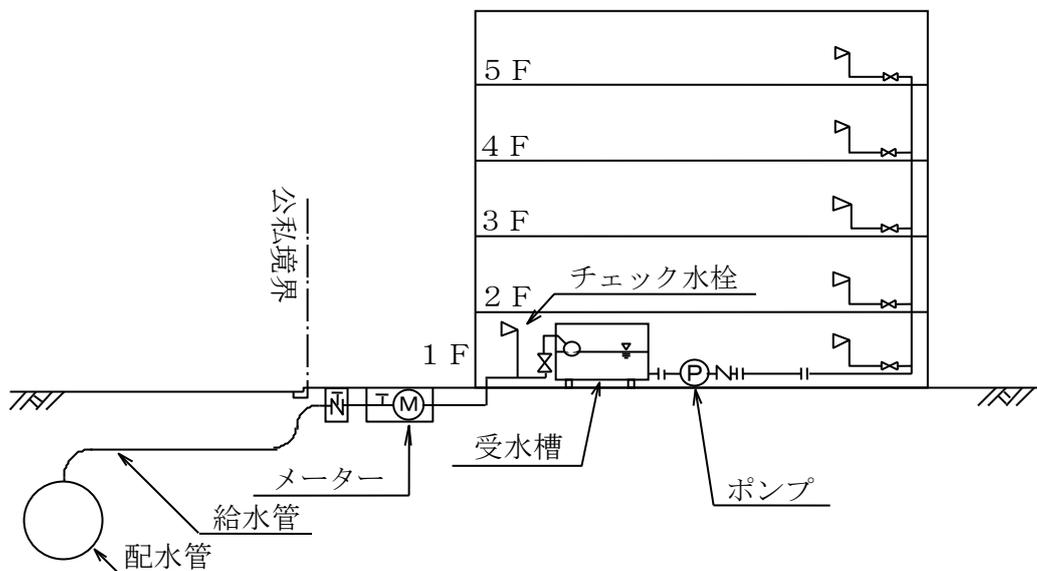


図 1-5 ポンプ直送式の例（水道メーター口径が 13～25mm の場合）

#### 4.3 直結・受水槽併用式

一つの建物で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。直結・受水槽併用方式においては、直結式系統は原則として地上 2 階以下とするが、「三階直結給水施行要領」に基づき、給水可能なものは、直結式系統を地上 3 階までとすることができる。また、直結式系統及び受水槽式系統の区分を明確にし、両系統を直接接続してはならない。

### 5 給水装置工事

給水装置工事の種類は、新設工事、増改工事、修繕工事、撤去工事及び舗装先行工事とする。

#### 5.1 給水装置工事の種類

##### ・新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。

##### ・増改工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事をいう。なお、増改工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行する工事で、配水管の新設及び移設等に伴い給水管の付替え若しくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置変更工事等も含む。

##### ・修繕工事

給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事を

いう。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項及び施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更（単独水栓の取替え及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）は除く。

・撤去工事

給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取外す工事をいう。

・舗装先行工事

新設で給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取出す工事で、かつメーターの取付けを行わない工事をいう。この場合、当該工事においては、加入者負担金は発生しない。なお、舗装先行工事における工事範囲は、第一止水栓までとし、メーター筐はその後の給水装置工事において設置する。

## 6 指定給水装置工事事業者

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。（法第 16 条の 2 第 1 項）

### 6.1 指定給水装置工事事業者の指定

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定したものの（指定給水装置工事事業者）が施行する。（条例第 8 条第 1 項）

### 6.2 給水装置工事主任技術者の選任

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次項（「6.3 給水装置工事主任技術者の職務」）に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。（法第 25 条の 4 第 1 項）

### 6.3 給水装置工事主任技術者の責務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。（法第 25 条の 4 第 3 項、指定工事事業者規程第 11 条）

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定められる基準に適合していることの確認
- (4) その他厚生労働省令で定める職務（水道事業者との連絡又は調整（施行規則第 23 条、指定工事事業者規程第 11 条）
  - ①配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

- ②配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- ③給水装置工事を完了した旨の連絡

#### 6.4 給水装置工事の適正管理

給水装置工事主任技術者は、前項（「6.3 給水装置工事主任技術者の職務」）に掲げる職務を行うにあたり、給水装置工事の各段階において、以下の次項を適正に実施しなければならない。

- (1) 調査段階
  - ①事前調査
  - ②水道事業者等との調整
- (2) 計画段階
  - ①給水装置の計画、工事材料の選定
  - ②工事方法の決定
  - ③必要な機械器具の手配
  - ④施工計画の立案、施工図の作成
- (3) 施工段階
  - ①工事従事者に対する技術上の指導監督
  - ②工程管理、品質管理、安全管理
  - ③工事従事者の健康管理
- (4) 検査段階
  - ①工事の竣工検査
  - ②給水装置工事を完了した旨の連絡
  - ③水道事業者が行う検査への立会い

#### 6.5 給水装置工事の記録及び保存

指定給水装置工事事業者は、施行した給水装置工事ごとに、給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成日から3年間保存しなければならない。（指定工事業体規程第13条第1項第6号）

なお、記録の作成は、給水装置工事主任技術者の指導監督のもと、他の者が行うことができる。

- ① 施主の氏名又は名称
- ② 施行の場所
- ③ 施行完了年月日
- ④ 主任技術者の氏名
- ⑤ しゅん工図

- ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ⑦ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第5条に規定する基準に適合していること（指定工事業者規程第11条第1項第3号）の確認の方法及びその結果